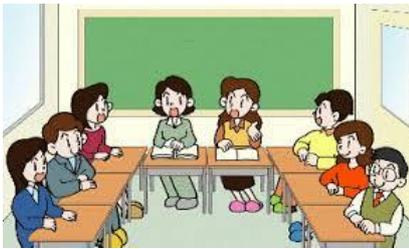


名家連ニュース

平成31年3月10日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 594号

名家連代表者会議開催の案内



月日の経つのは早いもので、総会の準備をする時期を迎えています。皆さんと1年を振り返り、新年度の活動について意思の疎通を図っていきたくと思います。審議事項として ①要望活動と各審議会の報告事項 ②第22回名家連総会及び記念講演 ③家族ピア相談活動とスキルアップ研修会 ④家族SST講座と精神疾患の理解と対応/連続講座 ⑤晴れときどき虹 ⑥みんなねっと愛知大会 ⑦その他 を予定しています。

奇数月第3土曜日開催の代表者会議は、各家族会会長など複数の参加を基本としています。各家族会におかれましては、万障繰り合わせの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

名家連会長 堀田 明

【日時】平成31年3月16日(土) 午後1時～4時 【会場】緑区 家族相談室
《お願い》各家族会にお願いした「きょうされん」の署名を集めますので会議当日にご持参下さい。

障害年金「家族の心得」シリーズ④

前号で述べた通り、電話相談で対応できることには限界があります。電話相談は家族と家族が繋がる大切なキッカケであると位置付けています。家族相談員は相談者と同じ立場であり、悩み、苦しみを誰



よりも理解し共感することができます。電話相談は、「話し上手より聞き上手」-傾聴力を重視しますが、話の最後には「手帳や年金はどうされていますか」と必ず聞くようにしています。様々な理由で手帳や年金に繋がっていない方に「ご都合のいい時に相談に来ませんか」と声をかけると、殆どの相談者は面会相談を希望します。

電話相談員が面会相談員の専用携帯に連絡して、相談者と面会日・時間を決める仕組みになっています。年金相談は、面談を重ね状況把握(初診日、診断名、納付要件など)ができた段階で ①面会相談員でできる ②PSWの協力を求める ③社会保険労務士に依頼する…の何れかを判断していきます。

判断基準は、平成21年に手帳・年金実態調査を行い、平成22年から開始した家族による年金受給支援活動で作成した「家族のための障害年金マニュアル」(基礎編)、ガイドライン策定後に作成した(診断書編)(総合評価)です。=基礎編は前回添付、診断書編・総合評価は今回添付します=

①のケースは、障害等級の目安表をクリア(日常生活能力の程度は4)し、かつ、総合評価においても問題はなく、受給確実と判断される診断書が作成された場合です。

②のケースは、医療機関で「日常生活能力の記録表(前回添付)」が診断書に反映されるよう相談・協力してくれるPSWがいる場合です。

③のケースは、医療機関にPSWがない、または、いても非協力的な場合、素人判断では受給困難が予想される場合です。

遡及請求や額改定請求の場合も上記と同様に判断します。②と③の選択について

は、相談者の意向で判断していきます。不服審査請求の場合はプロ(社会保険労務士)にお願いします。

